

## 綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の児童が経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への入学時の学用品購入のための費用の給付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 綾瀬市内に居住し、綾瀬市から児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当の支給を受けている者又は綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号。以下「条例」という。）による医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父若しくは母及び養育者をいう。
- (2) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、同法第124条に定める専修学校（高等課程又は一般課程に限る。）並びに同法第134条に規定する各種学校のうち市長がこれらに準ずると認めたものをいう。

### (給付対象者)

第3条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）の対象者は、ひとり親等であり、対象となる生徒（法第3条第1項に規定する児童で、高等学校等に在学しているもの。以下「対象生徒」という。）を監護及び養育しているものとする。

### (給付金の額等)

第4条 給付金の額は、対象生徒1人につき50,000円とし、1回限りとする。

### (申請の受付)

第5条 給付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金申請書兼請求書(第1号様式)

に当該申請者が養育する対象生徒の高等学校等への入学を証する書類及び給付金の振込先口座のわかる書類を添えて、当該対象生徒が高等学校等に入学した日の属する月の末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、児童扶養手当を受給している申請者は、口座情報の記載及び振込先口座のわかる書類の提出を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない特別の事情により、期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、申請の期限を当該事情がやんだ日から3月を経過する日までの範囲内で市長が定める日とすることができる。

(給付金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による給付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、速やかに綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による給付金の交付決定後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる口座に給付金を支払うものとする。

- (1) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合 児童扶養手当の振込指定口座
- (2) 申請者が前号に該当しない場合 申請者が申請時に指定した口座

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって給付金の交付を受けたときは、給付金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、給付金の交付決定を取り消したときは、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に高等学校等に入学した児童から適用する。

(経過措置)

2 第3条に規定する対象生徒は、令和5年度以前に綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例（平成17年綾瀬市条例第7号）第5条第3号に規定する額の援助金の対象となり、同条例第6条第2項の規定による支給の決定の対象となった者を除くものとする。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_（ ）\_\_\_\_\_

ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、交付決定後、決定された補助金の交付を請求します。

なお、申請に当たり、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

対象生徒	フリガナ		生年	
	氏名		月日	年 月 日
	住所			
	学校名		学年	年生
	学校所在地			
対象生徒	フリガナ		生年	
	氏名		月日	年 月 日
	住所			
	学校名		学年	年生
	学校所在地			

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当の振込先口座に支給されますので、以下の記入は不要です。

振込先口座	フリガナ							
	口座名義人							
	金融機関コード		支店コード					
	金融機関名		支店名					
	預金種目	普通	口座番号					

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。	<input type="checkbox"/> 交付しない。
交付する場合	交付対象となった生徒	
	交 付 決 定 額	
	交 付 予 定 日	
交付しない場合	理由	

この通知書は、交付が完了するまで大切に保管してください。

※ 振込口座情報記載の不備等による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合があります。